

一般社団法人ウッドマイルズフォーラム 規則 01

会員規約

制定日 平成 27 年 6 月 10 日

(適用)

第 1 条

本規約は、一般社団法人ウッドマイルズフォーラム（以下、「本法人」と略す）の会員について、以下のとおり定めるものとする。

(会員種別)

第 2 条

本法人の会員は次の 2 種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人（個人正会員）又は団体(団体正会員)
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人（個人賛助会員）又は団体(団体賛助会員)

(入会の手続)

第 3 条

本法人の会員になろうとする者は、入会申込書に所定の事項をすべて記入し、本法人事務所に提出しなければならない。ただし、本法人ウェブサイトの所定のページからオンラインにより入会手続きを行う場合には、入会申込書の提出を省略することができる。

- 2 入会申込書提出後、理事会の承認を経て、本法人指定口座に会費を納入しなければならない。
- 3 会費納入確認をもって、入会手続き完了とする。

(入会金及び会費)

第 4 条

本法人の入会金及び会費は、次のとおりとする。非営利団体とは、公益法人、特定非営利活動法人、一般社団法人（非営利型）等の営利を目的としていない法人、及び営利を目的としていない任意団体とする。

〈個人正会員〉 入会金 0 円 年会費 5,000 円

〈団体正会員〉 入会金 0 円 年会費 30,000 円

〈個人賛助会員〉 入会金 0 円 年会費 1 口 3,000 円（1 口以上）

〈団体賛助会員〉 入会金 0 円 年会費 1 口 3,000 円（非営利団体は 1 口以上、営利団体は 10 口以上）

- 2 一度納入された会費は、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

(有効期間)

第 5 条

- 1 本規約に基づく会員契約期間は、年会費の入金日から最初の年の 3 月末日までとする。
- 2 期間満了日までに、会員又は本法人から相手方に対し、書面による特段の意思表示がない限り、会員契約期間を 1 年間自動更新するものとし、以降も同様とする。

(変更の届出)

第 6 条

会員は、当法人への届出事項に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行うものとする。

(退会の手続)

第 7 条

本法人を退会する者は、その旨の届出を事務局に提出する。

2 本法人の年度の途中で退会した場合においても、一度振込まれた年会費は返還しない。

(会員資格の取消し)

第8条

本法人は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を取消することができる。

- (1) 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会費の未払いが一年以上継続したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (5) 当該会員が転居し、行方不明など所在のしれないとき。
- (6) その他の取消すべき正当な事由があるとき。

(サービスの利用)

第9条

会員は、別途 **WEB** サイト上に掲示する本法人の行うサービスを優先的に利用することができる。

(守秘義務)

第10条

本法人が機密と指定した情報については、会員期間はもとより退会後においても本法人の書面による承認を得ずに第三者に開示することはできない。本条に違反した場合は、本法人及び会員に対して賠償の責任を負うものとする。

(免責及び賠償責任)

第11条

会員は、本法人の活動に関連して取得した資料、情報等において本規約第10条に定められた守秘義務を遵守し、また自らの判断によってその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が被害を被った場合であっても、本法人は一切責任を負わない。

(個人情報保護)

第12条

本法人は、別途 **WEB** サイト上に掲示する個人情報保護方針に基づき、会員の個人情報を適切に取り扱う。

2 本法人は、会員に対し、郵便や電子メール等の方法により、ダイレクトメールその他の宣伝用資料を送ることがある。なお、所定の方法により会員より申し出があった場合には、原則として、これらの送付を停止する。ただし、一部送付停止できない場合や送付停止することにより会員に提供するサービス内容が変更になる場合がある。

3 本法人は、個人を識別することのできない匿名情報を本人の同意なく第三者に提供することがある。

(規則の追加及び変更)

第13条

本法人は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。本法人により変更された本規約は、本法人の **WEB** サイト上に定形された時点で効力を発するものとし、以後会員は、変更された本規約に拘束されるものとする。また、本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議によって定めるものとする。

附 則

この規則は、平成27年6月10日から施行する。